



# 犬を飼っている皆さんへ



## 飼い主のマナー

### 犬の放し飼いはしない

犬を放し飼いにすると、他人に迷惑をかけたり、危害を加えるおそれがあります。犬は必ずつないで飼うか、柵の中で飼いましょう。

また、散歩中も引き綱から放すのはやめましょう。

### フンの後始末

道路、公園、他人の土地などに犬のフンが放置され、「飼い主のマナーが悪い」などの苦情が多く寄せられています。散歩中の犬のフンは必ず持ち帰り、きれいな街づくりを心がけましょう。

### 犬を捨てない

犬を捨てることは法律で禁止されています。

やむを得ず飼えなくなった時は、新しい飼い主を探すか、県西讃保健福祉事務所衛生課（25 4383）に相談してください。

また、飼い主のいない不幸な子犬を増やさないために、動物病院で不妊去勢手術を受けるのも1つの方法です。登録および狂犬病予防注射済みの犬が不妊去勢手術を受けた場合、市から補助金が出ます。詳しくは環境衛生課までお問い合わせください。

### 野犬などにえさを与えない

飼い主のいない犬や猫にえさを与えないようにしましょう。集団化したり繁殖したりして、周辺的生活環境の悪化をまねきます。

## 犬の登録と狂犬病予防注射

狂犬病の発生および感染拡大を防ぐため、狂犬病予防法により犬の登録と年1回の狂犬病予防注射が犬の飼い主に義務づけられています。

### 犬の登録 登録手数料 3,000円

犬の登録は、環境衛生課、各支所市民サービス課または香川県獣医師会指定の動物病院ですることができま

### 狂犬病予防注射 予防注射手数料 2,300円 済票交付手数料 550円

毎年1回の予防注射を忘れずに受けてください。  
集合注射の期間内に注射を受けられなかった犬は、動物病院で注射を受けてください。

### 予防注射済票 済票交付手数料 550円

香川県獣医師会指定の動物病院以外で注射を受けたときは、注射時に発行される「狂犬病予防注射済証」を持って、環境衛生課または各支所市民サービス課で『狂犬病予防注射済票』の交付手続きを行ってください。

### 各種届け出

犬が死亡したとき、飼い主の住所・氏名などが変更になったときは、必ず環境衛生課または各支所市民サービス課まで届け出をしてください。

犬を連れて市外へ引っ越す場合は、転出先の市区町村へ届け出をしてください。

問い合わせ 環境衛生課 73-3007

農業者経営移譲年金、老齢年金を受給されている皆さんへ

## 「現況届」提出のお知らせ

毎年6月は「現況届」提出の時期です

現況届出の用紙は、農業者年金基金から受給者の皆さんへ直接郵送されます。「受給権者」欄に自ら署名・記入し、必ず6月30日(月)までに農業委員会事務局または各支所事業課へ提出してください。

現況届は、引き続き年金を受ける資格があるかどうかについて確認するためのものです。この届を提出しないと、年金の支払いが差し止められることがありますので、ご注意ください。

提出先・問い合わせ

農業委員会事務局 62-1137 または各支所事業課

## なくそう不法投棄

全国ごみ不法投棄監視ウィーク

5月30日(金)～6月5日(木)

発生抑制 (Reduce)

再使用 (Reuse)

再資源化 (Recycle)

循環型社会の実現には、3Rの推進とともに、廃棄物の適正処理の確保が重要です。この妨げになるのが、不法投棄問題です。市民や事業者、行政が一体となって、監視や啓発活動などの取り組みを強化し、不法投棄を発生させない環境づくりを進めましょう。ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 環境衛生課 73-3007

# ハンセン病を 正しく理解する週間

6月22日(日)~28日(土)

ハンセン病について正しく理解し、患者・元患者の皆さんに対する偏見や差別をなくしましょう！

ハンセン病は感染力の  
弱い、治る病気です。  
心のバリアフリーを今！



問い合わせ 人権課 73・3008

施設サービス・短期入所サービスに係る  
食費・居住費の軽減制度

## 介護保険負担限度額 認定証の更新

現在お持ちの介護保険負担限度額認定証の有効期限は、6月30日(月)です。

認定を受けていて今年度も該当する人には、6月中旬に更新の申請書を送付しますので、介護保険課または各支所市民サービス課で手続きしてください。

なお対象者は、生活保護受給者や住民税非課税世帯の人です。

また、新規で認定を受けたい人も、介護保険課までお問い合わせください。

問い合わせ 介護保険課 73・3017

# 男女共同参画週間

6月23日(月)~29日(日)

男性と女性が、職場や学校、地域、家庭でそれぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、市民の皆さん一人ひとりの取り組みが必要です。

第一歩として、家庭で「あたりまえ」「しかたがない」と思っている身近なことから、男女のパートナーシップについて考えてみましょう。

平成20年度内閣府公募による標語

「わかちあう 仕事も家庭も喜びも」

埼玉県 加藤英樹さんの作品

## 三豊市男女共同参画プラン 策定記念セミナーを開催します

**日時** 6月25日(水) 午後1時30分~3時  
**場所** 高瀬町農村環境改善センター2階会議室  
**講師** 香川大学教育学部教授 加野芳正氏  
(プラン策定協議会会長)

**定員** 100人  
**参加料** 無料



問い合わせ 企画課 73・3010

早いもので、6月となりました。野山には、ツバメが飛び交い、初夏の兆しが感じられます。

日ごろの会話で、「どこへ勤めていますか」「三豊市少年育成センターです」

「育成センターは、どこにあるのですか」と聞かれることが、よくあります。

日常のささいな会話ではありますが、育成センターがあまり知られていないことを感じます。

そこで、今月は育成センターの場所や業務内容について、お知らせします。

まず始めに、場所は、三豊市役所豊中庁舎4階にあります。庁舎には、壁画が描かれています。その「ちようさ」の絵のあたりにあります。

次に業務内容は、大きく分けると3分野になります。

### 少年育成センター

一般用	62-1115
少年相談	62-1116

**補導活動**

- ・街頭等での補導活動
- ・不審者等の通報受理・配信活動
- ・悩みを持つ少年の相談活動

**健全な環境を保つ環境浄化活動**

- ・健全育成活動
- ・三豊市青少年健全育成市民会議による活動
- ・安全安心活動

- ・三豊市安全安心パトロール(通称 グリーンパトロール)
- ・子どもSOSの家
- ・子ども見まもり隊など

新学期が始まり、2カ月あまりがたちました。児童、生徒の皆さんは、新しい環境にも慣れ、充実した学校生活を送っていることと思います。

学校に慣れ、友だちもたくさんでき、学校生活を楽しくしている中、ささいなことでも友人との問題が起ることも考えられます。

このような時、育成センターに相談するののも一つの方法です。気軽に相談ください。

《少年相談コーナー》

「しんこきゅう」  
「心子救」  
相談電話  
62・1116

気軽に相談を！